

「杉並区区民等の意見提出手続」の結果報告書

- 1 政策等の題名 杉並区がん対策推進計画
- 2 案の公表の日 平成 24 年 12 月 1 日
- 3 意見提出期間 平成 24 年 12 月 1 日から平成 25 年 1 月 4 日まで
(35 日間)

4 意見提出実績

総数 6 件（個人 4 件、団体 2 件）、延べ 12 項目

- ・ FAX 1 件
- ・ 持参 2 件
- ・ 電子メール 3 件

5 お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方

別紙 1 のとおり

6 計画案の修正について

別紙 2 のとおり

7 問い合わせ先

- ・ 杉並区杉並保健所地域保健課
電話 03-3391-1355
- ・ 杉並区杉並保健所健康推進課
電話 03-3391-1015

意見の概要と区の考え方

No.	意見の概要	区の考え方	修正の有無
-----	-------	-------	-------

【Ⅰ がん一次予防の推進】

1	子宮頸がんについて、ウイルス性のがんであることなど、正しい啓発活動を望みます。	本文中の P18 「3 ウイルス感染が原因とされるがんへの対応」記載のとおり、に子宮頸がんはウイルス感染による疾患であることなど、正しい知識の普及啓発に努めます。 また、予防ワクチンの正しい情報の提供と接種勧奨、がん検診の質の向上についても取り組んでいきます。	
---	---	---	--

【Ⅱ たばこ対策の強化】

2	たばこは合法の嗜好品であり、喫煙するかしないかは、健康影響を勘案しながら成人が個々の判断で決めるべきものであるため、喫煙者の禁煙サポートについて、成果指標「成人の喫煙率を低下させる」において、具体的な喫煙者率の目標設定を削除してください。	目標数値の設定については国の方針と同様に、現在喫煙している人の中で、禁煙を希望している人の割合から算出しており、「禁煙したい人が禁煙できる」状況を目指したもので、成果の検証のためにも目標の数値は必要と考えています。	
3	受動喫煙防止対策の推進の中の、「行政機関・医療機関の受動喫煙防止対策及び全面禁煙の推進」について「全面分煙の推進」に修正してください。	健康増進法に基づく国の通知では、少なくとも官公庁や医療施設においては全面禁煙にすることが望ましいとされていますので、この趣旨を踏まえて取り組んでいきます。 なお、行政機関、医療機関の実態を踏まえて、表現を一部修正します。	有 別紙2 No.4,10
4	受動喫煙防止の推進について、成果指標「禁煙・完全分煙の飲食店数を増加させる(205件→300件)」を「禁煙・完全分煙」→「分煙」(もしくは「空間・時間帯・フロア分煙等」)	国は、基本的な方向性として多数の者が利用する公共的な空間については、原則禁煙であるべきとしています。 区でもこの考え方に基づき、誰もが快適に食事のできる飲食店等を増加させるために、禁煙または完全分煙が適切なものと考えています。 また、成果の検証のためにも目標の数値は必要と考え	

	<p>または、「受動喫煙防止対策を実施している」に修正してください。あわせて、目標件数(300件)を削除してください。</p>	<p>ています。</p>	
<p>5</p>	<p>喫煙者と非喫煙者の相互理解が重要で、強制的な条例等での規制を行わないよう異を唱えるとともに、各施設の利用実態に即した実現可能な多種多様な分煙のあり方を選択できるようにしてください。</p>	<p>受動喫煙の防止について国は、健康増進法第25条の規定に基づき、基本的な方向性として多数の者が利用する公共的な空間については、原則禁煙であるべきとしています。その中で、国は施設の態様や利用者のニーズに応じて受動喫煙対策を進めることとしていますので、この趣旨を踏まえて取組を進めていきます。</p> <p>誰もが快適に食事のできる飲食店等を増加させるために、喫煙による健康への影響などの周知を進めていきます。</p>	
<p>6</p>	<p>がんの予防こそが、がん対策の中心となるべきであると考えます。</p> <p>ぜひ、受動喫煙防止等のたばこ対策に関して、できるだけ多くの施策について具体的な指標を掲げ、関連施策を強力に進めていただきたいと思います。特に、喫煙による健康被害の周知・啓発、公共的空間における受動喫煙防止の取組を進めてください。</p> <p>受動喫煙防止対策の推進について、行動目標に、道路や公園などにおける禁煙の推進に係る成果指標を加えるとともに、主要事業として、区内の道路における路上喫煙・喫煙しながらの自転車運転の禁止の徹底、公園の全面禁煙の実施などの施策を進めるべきです。これに関し、道</p>	<p>具体的数値目標の設定につきましては、できるだけ科学的知見に基づいた成果が容易に分かる目標の設定ができるよう、今後研究していきます。</p> <p>自転車に乗りながらの喫煙や歩きたばこは喫煙者のマナーに関わる点も多くあり、迷惑と感じる区民もいること、また受動喫煙により、がんの罹患及び死亡のリスクを高めることから、喫煙時のマナーや健康への影響等の周知をさらに推進していきます。</p> <p>公園などの公共的施設の禁煙につきましては、ご指摘の厚生労働省の通知の趣旨を踏まえ今後も粘り強くたばこ対策を進め、がんの発症をできるだけ抑制するよう努めてまいります。また、過料による規制の範囲拡大については、今後の状況等を勘案し検討課題とさせていただきます。</p>	

	路・公園のできるだけ広範囲(できれば全区域)において喫煙行為に対して過料を課すことが必要であると考えます。		
7	たばこの健康被害の知識などの普及啓発を行うとされていることには大賛成です。その際、がんにかかってしまった場合の健康被害の深刻さについて、人々が、健康なうちから十分に認識できるような情報提供を行うことが効果的であり、必要であると考えます。	今後、がん予防のための正しい知識の普及啓発と、区民が健康的な生活を実践するための具体的な取組を関係機関と連携して推進していきます。	

【IV がん患者と家族への支援】

8	<p>末期がん患者の在宅療養は患者本人にとってメリットはありますが、家族にとっては過度の負担が掛かるので、区として推進するのは如何なものでしょうか。</p> <p>また、在宅療養体制構築のための資源の不足分は、既存の機関による電話相談窓口拡充程度では甚だ不十分です。そもそも、医療界が在宅医療に前向きなのかどうか疑問です。</p>	<p>ご意見のとおり、末期がんの患者が在宅療養をするにあたっては、家族の負担が大きくなります。</p> <p>区としては、在宅療養を望んでいない患者や家族にまで在宅療養を押し進めるという方向でなく、患者や家族の意向を尊重した上で、在宅療養を希望する場合には、在宅で安心して療養できるよう、医療関係機関、介護関連機関とも連携を図りながら、在宅療養の受け皿の整備を図っていくという考えです。</p>	
9	緩和ケアには麻酔薬を駆使できる技術者が必要ですが、日本には人材が少ないです。日本の医療界を動かすには杉並区だけでは不可能です。	<p>緩和ケアを行う場合、最も重要なものは痛みのコントロールであり、これを実施することにより、がん患者の生活の質は、格段に向上します。</p> <p>この観点から、杉並区と医師会や薬剤師会等が協力して、緩和ケアのための痛みを緩和する薬の使用や管理について、十分に話し合っていきます。</p>	

10	<p>相談支援体制の整備の部分で、東京都がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院の病院名が記載されていますが、これらの他に東京都独自で認定している「東京都認定がん診療病院（認定病院）」と「東京都（部位名）がん診療連携協力病院」があります。その中の近隣病院も記載してください。また、がん相談支援体制の有無の記載もしてください。</p>	<p>ご意見のとおり、相談支援体制の記載の中で、より身近なところで機能している、都が認定した「東京都認定がん診療病院（認定病院）」と「東京都（部位名）がん診療連携協力病院」についての記載がありませんでしたので、本文に記載を追加します。</p>	<p>有 別紙2 No.13</p>
11	<p>がんは高齢者にも多い病気ですが、介護との連携も重要で、地域包括支援センター（ケア24）との連携体制はどのようになっているのか記載してください。</p>	<p>これまでも、地域包括支援センター（ケア24）との連携を図っており、今後も強化していきますので、本文に記載を追加します。</p>	<p>有 別紙2 No.14</p>
12	<p>在宅緩和ケアの推進の部分で、「後方支援病床」の実態（現在のベッド数）を教えてください。</p>	<p>後方支援病床は一時的な入院治療が必要な時のために、病院と協定を結び、空床の確保の協力を求めるものであり、病床を借り上げているものではないため、協力医療機関のベッド数ではなく、箇所数で把握しています。（計画本文 P10 の「杉並区のがんを取り巻く状況」の中で箇所数を記載しています。）</p>	

計画案の修正一覧

凡例 ★パブコメによる修正

☆その他の修正

No.	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
1	第1章 II 杉並区のがんを取り巻く状況 (P8)	喫煙の <u>健康被害</u> については、ほとんどの人が「知っている」と回答しましたが、 <u>健康被害</u> の内容に関しては、肺がん以外の <u>健康被害</u> について知っている人は	喫煙の <u>健康影響</u> については、ほとんどの人が「知っている」と回答しましたが、 <u>健康影響</u> の内容に関しては、肺がん以外の <u>健康影響</u> について知っている人は	☆東京都の表現との整合性を保つため修正
2	〃 (P10)	強化型在宅療養支援診療所 [※]	<u>(再掲)</u> 強化型在宅療養支援診療所 [※]	☆正しい記述に修正
3	〃 (P10)	在宅療養支援診療所が <u>91箇所</u>	在宅療養支援診療所が <u>70箇所</u>	☆正しい箇所数に修正
4	III がん対策推進計画の体系 (P13)	○ 行政機関・医療機関の受動喫煙防止対策及び <u>全面禁煙の推進</u>	○ 行政機関・医療機関の <u>受動喫煙防止対策の推進</u>	★パブコメ意見等を踏まえ、より適切な記述に修正
5	〃	行動目標： <u>禁煙・完全分煙の飲食店数を増加させる</u>	行動目標： <u>受動喫煙防止対策を講じている飲食店数を増加させる</u>	☆より適切な記述に修正
6	第2章 I がん一次予防の推進 (P17)	たばこによる <u>健康被害</u> の知識などを	たばこによる <u>健康影響</u> の知識などを	☆東京都の表現との整合性を保つため修正
7	II たばこ対策の強化 (P20)	店頭などの <u>応援プレート・シール</u> です。	店頭などに <u>掲示してあるプレート・シール</u> です。	☆正しい記述に修正

No.	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
8	Ⅱ (P21)	<u>①禁煙・完全分煙の飲食店数を増加させる</u>	<u>①受動喫煙防止対策を講じている飲食店数を増加させる</u>	☆より適切な記述に修正
9	Ⅱ (P22)	<u>健康被害を正しく周知する</u>	<u>健康影響を正しく周知する</u>	☆東京都の表現との整合性を保つため修正
10	Ⅱ (P22)	<u>行政機関・医療機関の受動喫煙防止対策及び全面禁煙の推進</u>	<u>行政機関・医療機関の受動喫煙防止対策の推進</u>	★パブコメ意見等を踏まえ、より適切な記述に修正
11	Ⅲ がん検診の推進 (P27)	<u>利便性の向上を図るため複数の検診を同時受診できる体制等について検討するとともに、自己負担金のあり方についても検討します。</u>	<u>自己負担金を軽減するとともに、利便性の向上を図るため、複数の検診を同時受診できる体制等について検討していきます。</u>	☆より具体的な記述に修正
12	Ⅲ がん検診の推進 (P28)	<u>そのためには、検診の実施から</u>	<u>そのために、がん検診電算システムを導入し、検診の実施から</u>	☆より具体的な記述に修正
13	Ⅳ がん患者と家族への支援 (P30)	<u>都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院とは 専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るとともに、がん診療の連携協力体制の整備を図るほか、がん患者に対する相談支援及び情報提供を行うため、国が定めた整備指針に基づき、都道府県がん診療連携拠点病院は都道府県に概ね1か所、地域がん診療連携拠点病院は二次保健医療圏に1か所程度、都道府県が推薦し、国が指定します。</u>	<u>都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院とは 国が定めた整備指針に基づき、都道府県がん診療連携拠点病院は都道府県に概ね1か所、地域がん診療連携拠点病院は二次保健医療圏に1か所程度、都道府県が推薦し、国が指定します。専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るとともに、がん診療の連携協力体制の整備を図るほか、がん患者に対する相談支援及び情報提供を</u>	★パブコメ意見等を踏まえ、より適切な記述に修正

		<p>近隣の東京都がん診療連携拠点病院 都立駒込病院（文京区）、公益財団法人がん研究会 有明病院（江東区）</p> <p>近隣の地域がん診療連携拠点病院 東京女子医科大学病院（新宿区）、東京医科大学病院（新宿区）、慶應義塾大学病院（新宿区）、武蔵野赤十字病院（武蔵野市）、杏林大学医学部附属病院（三鷹市）</p>	<p>行います。</p> <p>〈近隣の東京都がん診療連携拠点病院〉 都立駒込病院（文京区）、公益財団法人がん研究会 有明病院（江東区）</p> <p>〈近隣の地域がん診療連携拠点病院〉 東京女子医科大学病院（新宿区）、東京医科大学病院（新宿区）、慶應義塾大学病院（新宿区）、武蔵野赤十字病院（武蔵野市）、杏林大学医学部附属病院（三鷹市）</p> <p><u>東京都認定がん診療病院及び東京都（部位名）がん診療連携協力病院とは</u> <u>東京都では国が指定する地域拠点病院と同等の高度な診療機能を有する病院を、東京都認定がん診療病院として独自に認定しています。</u> <u>肺がん、胃がん、大腸がん、肝がん、乳がん及び前立腺がんの6つの部位ごとに、専門的ながん医療を提供している医療機関を、東京都（部位名）がん診療連携協力病院として認定しています。</u></p> <p><u>〈近隣の東京都認定がん診療病院〉</u> <u>東京厚生年金病院（新宿区）、順天堂医学部附属練馬病院（練馬区）</u></p> <p><u>〈近隣の東京都（部位名）がん診療連携協力病院〉</u> <u>河北総合病院（杉並区、大腸がん）、東京都立大塚</u></p>	
--	--	--	---	--

			病院（ <u>豊島区、胃がん、大腸がん、乳がん、前立腺がん</u> ）	
14	IV がん患者と家族への支援 (P34)	<u>ホームヘルパー等の多職種チームによる</u>	ホームヘルパー、 <u>地域包括支援センター職員等の多職種チームによる</u>	★パブコメ意見等を踏まえ、より適切な記述に修正